

和束町地域力創造アドバイザーマッチングと 地域力創造推進支援業務 特記仕様書

1 業務名

和束町地域力創造アドバイザーマッチングと地域力創造推進支援業務

2 業務の目的

地域力創造の推進及び地域活性化を図るため、総務省による外部専門家（地域力創造創造アドバイザー）とのマッチング支援に関する業務を民間事業者へ委託するとともに、地域力創造アドバイザーと連携を取りながら、本町の課題解決に向けて民間力を生かした高い成果の創出を図ることを目的とする。

3 履行場所

和束町内

4 履行期間

契約した日の翌日から令和8年3月31日まで

5. 委託料限度額 720,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6. 委託業務の内容

- (1) 総務省の「地域人材ネット」に登録された外部専門家（地域力創造アドバイザー）を選定すること
- (2) 地域力創造アドバイザーと連携しながら、当該アドバイザーの知見を活かした事業企画、助言及び情報共有すること。
- (3) 地域力創造アドバイザーの派遣及び謝金・旅費等の経費は、本業務に含まれ、受託者において支払うこと。
- (4) 委託経費については、地方交付税（特別交付税）の対象経費とすること。

7. 成果品

委託業務の成果として、本業務における支援内容と成果をまとめた報告書を作成し電子データで提出すること（報告書は任意様式）。

8. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は、業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。
- (5) 受注者は、事前に和束町の書面による承諾を得た場合、本委託業務の実施に当たって一部の業務を受託事業者の責任において再委託先に委託することができるものとする。ただし、企画提案書に記載されているものについては、この限りでない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。